



# 調査事業の平成30年度 事業報告について

## JW センター 調査部

調査部は、国からの受託等調査や自主調査を実施しています。また、国内外の産業廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する情報の収集・解析を行うとともに、その成果について広く情報提供を行っています。

平成30年度に実施した調査事業の一部について、その概要を紹介します。

### 1 電子マニフェスト情報の有効活用に関する調査

#### 1.1 目的

平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、電子マニフェストの普及率を令和4年度までに70%に拡大するという目標が掲げられたことに伴い、平成30年10月に環境省が「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定した。ロードマップでは、「電子マニフェスト情報の有効活用の検討」として、令和元年度末までに「排出事業者による処理業者の適切な選定、取引継続の可否判断のための許可内容の確認を可能とするための、産業廃棄物処理業許可情報と電子マニフェストの連携」に関する検討を行うこととしている。

そこで、調査部では、産業廃棄物処理業許可情報と情報処理センターに登録された電子マニフェストデータの照会による不適正な委託情報の抽出の可能性を検討した。

#### 1.2 調査方法

ある都道府県（以下「Z県」という。）のホームページに公開されている産業廃棄物処理業者の許可情報（平成30年3月31日現在）の許可番号及び許可品目と、Z県内に所在する排出事業者が平成29年度の1年間に登録した電子マニフェストデータ（477,750件）の委託先処理業者の許可番号及び廃棄物の種類を照合した。

##### 1) 照合対象外の電子マニフェストデータについて

- ・「廃棄物の種類」欄に、許可品目が特定できない混合廃棄物等が入力された電子マニフェストデータは、許可情報との照合ができなかったため、照合対象外とした。
- ・「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が入力された電子マニフェストデータのうち、収集運搬業については許可があるとみなされるものの可能性があったため、照合対象外とした。
- ・自己運搬や広域認定など、マニフェストの交付を要しない者、産業廃棄物の積込みの場所と積卸しの場所がともにZ県外となる区間を運搬する収集運搬業者、処分施設の所在地がZ県外の処分業者は照合対象外とした。

##### 2) 照合対象データについて

以下の手順で照合対象データを抽出した。

- ・Z県内の平成29年度の電子マニフェストデータ（477,750件）のうち、「廃棄物の種類」欄に許可情報との照合が不可能な廃棄物（混合廃棄物、製品廃棄物）を除くと、表1に示すとおり、電子マニフェストデータは436,050件となった。

表1 照合対象の電子マニフェストデータ数について

項目	データ数
①全電子マニフェストデータ	477,750
②対象外品目が入力されたデータ※	41,700
③対象外品目・誤入力を除外したデータ（①-②）	436,050

※「廃棄物の種類」欄に、混合廃棄物、製品廃棄物が入力された電子マニフェストデータ

- 対象外品目を除外した電子マニフェストデータ(436,050件)のうち、自己運搬や広域認定などマニフェストの交付を要しない者を除いた上で、1つの電子マニフェストデータで複数の収集運搬業者が携わった場合にその業者を全て集計対象とすると、収集運搬業者数は921、データ数は443,122件となった。
- このうち、産業廃棄物の積込みの場所または積卸しの場所がZ県である場合の収集運搬業者(業者数:892、データ数:418,386件)を対象に、収集運搬業の許可の有無、許可品目の有無について、電子マニフェストデータとZ県の許可情報を照合した。
- 対象外品目を除外した電子マニフェストデータ(436,050件)に入力されている処分業者のうち、自己処分や広域認定など、マニフェストの交付を要しない者を除くと、処分業者数は611、データ数は432,828件となった。
- このうち、処分施設の所在地がZ県である処分業者(業者数:157、データ数:303,384件)を対象に、処分業の許可の有無、許可品目の有無について、電子マニフェストデータとZ県の許可情報を照合した。

### 3) 照合結果について

照合結果は、以下のとおりであった。

- 収集運搬業の許可について照合した電子マニフェストデータ(418,386件)のうち、許可情報との照合結果が不適合となった電子マニフェストデータ数は表2に示すとおり、2,240件(0.5%)であった。また、照合対象の収集運搬業者(892)のうち、許可情報との照合結果が不適合である電子マニフェストデータが存在していた収集運搬業者数は37(4.1%)であった。37の内訳は、表3に示すとおり、収集運搬業の許可を持たないとなったのが15、収集運搬業の許可はあるが許可品目がないとなったのが22であった。
- 処分業の許可について照合した電子マニフェストデータ(303,384件)のうち、許可情報との照合結果が不適合となった電子マニフェストデータ数は表2に示すとおり、1,177件(0.4%)であった。また、照合対象の処分業者(157)のうち、許可情報との照合結果が不適合である電子マニフェストデータが存在していた処分業者数は15(9.6%)であった。15の内訳は、表3に示すとおり、処分業の許可を持たないとなったのが3、処分業の許可はあるが許可品目がないとなったのが12であった。

表2 照合結果について

項目	収集運搬		処分	
	データ数	業者数	データ数	業者数
①照合対象数	418,386	892	303,384	157
②不適合数	2,240	37	1,177	15
③不適合の割合(②÷①)	0.5%	4.1%	0.4%	9.6%

表3 不適合の内訳について

項目	収集運搬	処分	合計
①業の許可がない	15	3	18
②業の許可はあるが、許可品目がない	22	12	34
合計	37	15	52

- 不適合となった電子マニフェストデータには、廃棄物の種類や処理業者許可番号等の入力の際の誤りが原因で不適合となったもの、処理業者の許可が年度途中で失効され、許可の失効前に登録された電子マニフェストデータが不適合と取り扱われたもの、産業廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定業者など、産業廃棄物処理業の許可が不要なためにZ県の許可がないと取り扱われたもの、また、実際に不適正な処理委託が行われたもの等があると推測される。



# 調査事業の平成30年度 事業報告について

## 4) まとめ

都道府県等が保有する産業廃棄物処理業者の許可情報と情報処理センターに登録された電子マニフェストデータとの照合により、産業廃棄物の不適正な委託が行われた可能性がある情報を抽出できることが分かった。不適正な委託が行われた可能性がある情報について、その内容を表4に例示する。

表4 不適正な委託（例）

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● Z県より収集運搬業の許可を取得していたが、許可期限が切れた後も、収集運搬の委託が行われていた可能性がある。</li> <li>● 収集運搬業の許可は持つが、許可品目でない産業廃棄物の委託が行われていた可能性がある。</li> <li>● Z県での産業廃棄物収集運搬業の許可を持たずに、運搬していた可能性がある。</li> </ul>

しかし、不適正な委託情報の抽出にあたり、以下の課題が挙げられる。

<課題>

- ・電子マニフェストデータの「廃棄物の種類」欄に、許可品目が特定できない混合廃棄物等が入力された電子マニフェストデータは許可情報との照合ができない。
- ・都道府県等の許可情報に反映されない無害化処理認定業者等は、照合結果が不適合扱いとなってしまう。
- ・電子マニフェストシステムに入力された許可番号が誤っている場合や、排出事業者が「廃棄物の種類」を誤って入力した場合に、照合結果が不適合となることがある（誤入力の例は以下を参照。）。

### 【排出事業者による誤入力の例】

- 「がれき類」を「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と誤って入力。
- 強廃酸や強廃アルカリを有害物質を含む廃酸や廃アルカリと誤って入力。
- 「特別管理産業廃棄物」を放射性物質汚染対処特措法に定める「特定産業廃棄物」と誤って入力。
- 石綿を含まない「がれき類」を石綿含有産業廃棄物の「がれき類」と誤って入力。
- 実際とは異なる収集運搬業者、処分業者を誤って入力。
- 産業廃棄物の委託が中止となったものに関する電子マニフェストの取消忘れ。

### 【収集運搬業者、処分業者による誤入力の例】

- 産業廃棄物処理業者許可番号を誤って入力。

- ・Z県の許可情報は平成29年度末のものを照合に使用したが、年度途中で許可が失効となった処理業者については、許可の失効前の電子マニフェストデータも不適合扱いとなってしまう。
- ・Z県以外の都道府県から持ち込まれた産業廃棄物に関する許可情報（排出場所における収集運搬業の許可）に関する照合ができない。

今後、各都道府県等の許可情報システムと電子マニフェストシステムのデータ連携等が行われ、不適正な委託処理の情報が含まれる電子マニフェストデータが入力された場合に、排出事業者への警告表示等による不適正な委託の未然防止や、不適正な委託情報が入力されたことを都道府県等が即時把握し、排出事業者や処理業者への指導に活用できるような仕組みの構築が望まれるものと考えられる。

## 2 業種別事例集策定業務（食品関連産業編）

### 2.1 目的

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、調査部では、環境省から委託を受けて、食品関連産業（食品製造業、食品小売業、外食産業等）を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を策定した。

### 2.2 事例集の策定について

有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の関係者からなる業種別事例集策定委員会（委員長:北村喜宣教授（上智大学法科大学院））において、事例集の構成や記載内容、事例集の活用方法等を検討し、事例集の策定作業を行った。

### 2.3 事例集の構成について

事例集は、第1章「事例編」、第2章「各処理段階におけるポイント」、第3章「参考資料リンク集」の構成となっており、第1章「事例編」では、産業廃棄物の適正処理に取り組む排出事業者11社（以下）の事例を掲載した。

#### <事例集 第1章「事例編」>

##### 第1部 食品製造業

- 事例1 井村屋株式会社
- 事例2 カルビー株式会社
- 事例3 キッコーマン株式会社
- 事例4 三和酒類株式会社
- 事例5 日本ハム株式会社
- 事例6 山崎製パン株式会社

##### 第2部 食品小売業

- 事例7 イオンリテール株式会社
- 事例8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- 事例9 ユニー株式会社

##### 第3部 外食産業

- 事例10 スターバックスコーヒー・ジャパン株式会社
- 事例11 日本マクドナルド株式会社

第2章「各処理段階におけるポイント」では、産業廃棄物の委託処理のステップ順に、「委託先処理業者の選定」、「委託先処理業者との委託契約・事前打合わせ」、「廃棄物の保管から処理までの管理」の一連の流れに沿って、食品関連産業の事業者が産業廃棄物の適正処理を進める上でのポイントを整理した。

### 2.4 食品関連産業向け研修会について

JWセンターでは、本年度より、食品関連産業向けの産業廃棄物マネジメント研修会を新設した。

本研修会では、廃棄物処理法に係る基礎的な内容（マニフェスト、委託契約等）に加えて、食品リサイクル法や事業系一般廃棄物の管理のほか、食品関連産業の講師が本事例集に基づく廃棄物の適正管理の手法を解説する。

「排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会」の詳細はP27及び以下のURLを参照。

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/shokuhin/index.html>